

中央区 自転車活用推進計画

C PLAN



令和6(2024)年3月
中央区

「中央区自転車活用推進計画」策定の背景・目的

国では、環境、交通、健康増進等の重要な課題に対応するため、自転車の活用の推進に関して、さまざまな分野における取組を総合的かつ計画的に進めることを目的とした「自転車活用推進法」が平成 29（2017）年に施行されました。これを受け、都では、令和 3 年（2021）年に「自転車活用推進計画」を策定し、コロナ禍を踏まえた新しい日常への対応も含め、自転車活用のさらなる推進と、誰もが快適に安心して自転車を利用できる環境の一層の充実を目指しています。

区では平成 10（1998）年以降、子育て世代を中心に毎年人口が増加しており、今後も住宅開発事業等が計画されていることから、増加傾向は続くものと考えられます。また、築地市場跡地や、臨海部においては、大規模な再開発事業が進み、これからも人口増加や施設整備等により、増加する交通需要や、臨海部における公共交通不便地域への対応、交通弱者等の移動の支援等、都市交通課題を解決することが求められています。

本区における自転車は、このような課題を解決する一翼を担うものであるとともに、手軽に利用できる乗り物として、通勤や買い物、子どもの送迎等、日常的な利用に有用です。また、近年の新型コロナウィルスの流行時には、混雑を避けた移動にも利用され、今後もさまざまな場面での利用の可能性があります。

このような背景を踏まえ、自転車活用推進法に基づき、区の実情に応じた自転車活用推進計画を策定し、自転車に関する各種関連計画および施策を包括的かつ戦略的に展開することで、区民ひとりひとりの適正な自転車利用や安全で快適な自転車利用環境の整備等を推進してまいります。



目次

第 1 章 総論	1
1 概観	2
2 計画の位置付け	2
3 計画の区域	4
4 計画期間	4
5 計画の対象	4
第 2 章 現状と課題	5
1 中央区の概況	6
2 自転車の利用状況	19
3 安全・安心な自転車利用	22
4 自転車の通行空間	30
5 自転車の駐輪環境	37
6 シェアサイクルの利用状況	41
7 現状のまとめ	45
8 中央区における自転車の位置付け	46
9 課題の整理	47
第 3 章 自転車の活用推進に関する目標および施策	48
1 基本目標	49
2 個別目標	49
3 施策体系	50
4 具体的な取組	51
第 4 章 中央区自転車ネットワーク整備方針	67
1 中央区自転車ネットワーク整備方針の概要	68
2 自転車ネットワーク路線の選定	69
3 整備スケジュールの設定	77
4 整備方法の選定	83
第 5 章 中央区路上駐輪対応方針	90
1 中央区路上駐輪対応方針の概要	91
2 自転車の路上駐輪状況調査	92
3 路上駐輪の削減に向けた課題	101
4 路上駐輪への対応	102
5 路上駐輪の削減に向けた方向性	103

第 6 章 計画の推進	106
1 推進体制	107
2 PDCAサイクルによる評価・改善	107
3 評価指標	108
4 計画の推進(ロゴマーク)	109
第 7 章 今後の展望	110
1 今後の展望	111
2 自転車を活用したまちの将来イメージ	112
参考資料	113
1 アンケート調査の概要	114
2 用語集	115
3 中央区自転車活用推進計画策定委員会・審議経過	119